

# 佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

令和 2 年 11 月  
佐 渡 市

令和 3・4 年度において、佐渡市が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」といいます。）に参加しようとする方は、佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成 16 年佐渡市告示第 89 号。以下「規程」といいます。）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

## 第 1 申請方法

### 1 参加資格の種類

別表(6 頁)の「資格業務」の、それぞれの業種（部門）ごとに資格審査の受付をします。（業種(部門)の詳細は、提出書類の入札参加希望業種（部門）一覧【第 2 号様式】でご確認ください。）

### 2 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、別表(6 頁)の「資格業務」ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる方です。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する方は申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、市長が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (4) 暴力団員であると認められる者。
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (7) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。(8)について同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (8) 法人であって、その役員のうち(4)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの。
- (9) 佐渡市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

### 3 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、令和3年4月1日※1から令和5年3月31日までです。

※1 令和3年4月1日以降に行う随時申請の場合は、参加資格が認められた日から有効期間が始まります。

### 4 提出書類

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合も、白紙のまま提出してください。）

△：該当がある場合、提出してください。

※2 市内業者とは佐渡市内に主たる営業所を有する方をいい、市外業者とは市内業者以外の方をいいます。（以下同じです。）

提出書類一覧	市内業者 ※2	市外業者 ※2
① 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】 職員数は、直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）の人数を記載してください。	◎	◎
② 入札参加希望業種（部門）一覧【第2号様式】	◎	◎
③ 入札参加希望業種（部門）実績【第3号様式】	◎	◎
④ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第4号様式】	◎	◎
⑤ 技術職員調書【第5号様式】 職員数は、「審査基準日」の人数を記載してください。	◎	◎
⑥ 技術職員経歴書【第6号様式】 建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務を申請する方で、⑨によるそれぞれの登録規程に基づく現況報告書の写しを提出する方は、省略をすることができます。	△	△
⑦ 暴力団の排除に関する誓約書【第7号様式】	◎	◎
⑧ 委任状 佐渡市との建設コンサルタント等業務委託の契約等について、営業所等に委任する場合のみ提出してください。（記載内容については「7 委任状を提出する際の留意事項」をご確認ください。）	△	△
⑨ 登録を受けていることを証する書面【6頁 別表右欄を参照】 建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務のうち、それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本（国土交通大臣の確認を受けたものに限る。）の写し（財務諸表部分は不要）を提出してください。（申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等を提出してください。） 測量業務、建築設計業務、土地家屋調査業務、不動産鑑定評価業務又は計量証明業務を申請する方はそれぞれの登録証明書等（写し）を提出してください。	△	△

<p>⑩ 営業実績があることを証する書面 【6頁 別表右欄を参照】</p> <p>◇ 以下の業務を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測量業務のうち、「航空測量」及び「簡易設計」</li> <li>・調査・試験業務</li> <li>・その他の業務（建設工事に関連する業務に限る）</li> </ul> <p>◇ 以下の業務を希望するが、⑨の登録がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設コンサルタント業務</li> <li>・地質調査業務</li> <li>・補償コンサルタント業務</li> <li>・建築設備設計業務</li> </ul> <p>当該業務の<u>過去5年以内の実績</u>の中から1～2件について、その<u>契約書の写し</u>を提出してください。契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの（仕様書等）も添付してください。</p> <p>また、<u>提出する契約書等には、どの部門（業種）に関するものかわかるよう、付箋・インデックス等を付けてください。</u></p>	△	△
<p>⑪ 佐渡市の市税の納税証明書（未納のないことの証明用）</p> <p>《証明年月日が申請書提出日以前3ヶ月以内のもの》</p> <p>※ 市外業者の方は、佐渡市に納税義務のある方のみ提出してください。佐渡市税の納税証明書は、<u>原本を添付</u>してください。</p>	◎	△※
<p>⑫ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のないことの証明用） 《証明年月日が申請書提出日以前3ヶ月以内のもの、<u>写しでも可</u>》</p> <p>法人用：法人税は、納税証明書「その3の3」</p> <p>個人用：所得税は、納税証明書「その3の2」</p>	◎	◎
<p>⑬ ヘリテージマネージャー及び既存学校建物の耐力度測定方法講習会受講者の調書【第11号様式】 「一級建築設計」申請者のみ</p> <p>※ 市外業者の方は、<u>新潟県内に営業所等を有する場合に提出</u>してください。「一級建築設計」を参加希望する方のうち、該当する受講者が在籍する場合に提出してください。</p>	△	△※
<p>⑭ 資本関係・人的関係に関する調書【第12号様式】</p> <p>※ 市外業者の方は、<u>新潟県内に営業所等を有する場合に提出</u>してください。親会社（会社法第2条第4項に規定）と子会社（同法第2条第3項に規定）の関係又は代表取締役が他会社との兼任状況を記入し提出してください。</p>	◎	△※

## 5 申請書の提出先等

申請書等の提出先、提出方法は次のとおりです。

- (1) 提出先 佐渡市役所 財政課 契約検査室  
〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地 TEL：0259-63-5137 FAX：0259-63-5124
- (2) 提出方法 提出先に直接持参するか、又は郵送による方法で受け付けます。郵送で送付する場合は、提出先に到着した時点をもって受理するときとしますので、郵送に要する日を考慮し、期限までに到着するよう注意してください。
- (3) 提出部数 申請書等の提出部数は、1部です。①～⑭の順に紐・紙縫り等で綴じ、ホチキスは使用しないでください。また、ファイルは必要ありませんので、そのまま申請書類のみを提出してください。

## 6 提出期間

定期申請に係る申請書等の提出期間は、佐渡市の休日を定める条例第1条に規定する休日を除いて、令和2年12月1日（火）から令和3年1月29日（金）までです※3。

※3 随時申請（上記提出期間以外に行う申請）は、令和3年4月1日（木）から行うことができます。  
ただし、佐渡市の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。

## 7 委任状を提出する際の留意事項

委任状を提出する場合は、次の事項に留意のうえ提出してください。

- (1) 委任をする方は、本人（法人の場合は、その代表者。以下同じ。）であること。
- (2) 委任を受ける方は、主たる営業所に代わって佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約について、すべての責任を負う営業所の代表者であること。
- (3) 委任する内容に、参加資格の有効期間を通じて、佐渡市が発注する建設コンサルタント等業務に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。
- (4) 委任状の提出先（あて名）は、「佐渡市長」であること。

## 8 参加資格の追加申請（業種の追加）をする場合

参加資格の追加申請（業種の追加）をする場合は、「4 提出書類」のうち、以下のものを提出してください。

この時、「入札参加希望業種（部門）一覧」【第2号様式】の「入札参加希望業種」の欄には、追加申請する参加希望業種のみを記載し、「入札参加希望業種（部門）実績」【第3号様式】には、追加申請する業種の属する業務に係る欄のみ記載してください。

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| ① 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 | 【第1号様式】 |
| ② 入札参加希望業種（部門）一覧          | 【第2号様式】 |
| ③ 入札参加希望業種（部門）実績          | 【第3号様式】 |
| ⑤ 技術職員調書                  | 【第5号様式】 |

既に入札参加資格が認められた業種（部門）にかかる技術者も含め、追加申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日における技術職員数を記載する。

- |           |         |
|-----------|---------|
| ⑥ 技術職員経歴書 | 【第6号様式】 |
|-----------|---------|

追加申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日における技術職員について記載する。

- |  |  |
|--|--|
| ⑨ 登録を受けていることを証する書面（追加申請する業種にかかるものについて添付）       |  |
| ⑩ 営業実績があることを証する書面（追加申請する業種にかかるものについて添付）        |  |
| ⑪ 佐渡市の市税の納税証明書（未納のないことの証明用）                    |  |
| ⑫ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明用）      |  |
| ⑬ ヘリテージマネージャー及び既存学校建物の耐力度測定方法講習会受講者の調書【第11号様式】 |  |
| ※ 新潟県内に営業所等を有する者で「一級建築設計」を希望し、該当者が在籍する場合       |  |

なお、既に建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの各業種（部門）の入札参加資格を有する方が、各登録規程等に基づく登録部門の追加、抹消があった場合は、変更等届出書を提出してください。（「9 申請内容に変更等があった場合」参照）

## 9 申請内容に変更等があった場合

- (1) 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があった場合は、「変更等届出書」【第9号様式】に必要な書類を添えて、「5 (1) 提出先」に速やかに提出してください。(提出部数：1部)

変更事項	添付書類
① 商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記している者に限る。以下同じ）
② 営業所の名称、所在地又は電話番号	所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書又はその写し（登記されている場合）
③ 法人の代表者（又はその氏名）	法人の登記事項証明書又はその写し 電子入札の利用者登録をしている方は、 <u>ICカード名義人の変更届出書</u> も併せて提出してください。
④ 代理人（又はその氏名）	新たな代理人に対する委任状
⑤ <u>すでに入札参加資格を得ている業種に係る登録部門</u> （建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、又は補償コンサルタント登録規程に基づく各登録資格の取得又は抹消があった場合をいいます。）	ア 実績による入札参加資格を得ていた業種で、新たに登録規程に基づく登録をした場合 ・登録証明書の写し イ 登録規程に基づく登録によって入札参加資格を得ていた業種で、その登録を抹消されたが、当該業種の実績により参加資格の継続を希望する場合 ・当該業種の実績があることを証する書類（契約書の写し等） （当該業種の参加資格の継続を希望しない場合、又は当該業種の実績がない場合は、当該業種について廃業等届出書【第10号様式】を提出してください。）
⑥ 営業所の新設又は廃止	・新設の場合は、新たな代理人に対する「委任状」及び「営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第4号様式】」に該当営業所について記載したもの。 ・廃止の場合は、添付書類不要

- (2) 申請書等を提出した後申請者が死亡、合併等により解散、又は事業の譲渡・会社分割等を行ったときは、次のとおりとなります。

ア 参加資格が認定される前の場合

資格審査の申請は、無効となります。

イ 参加資格が認定された後の場合

(ア) 参加資格の継続を希望する場合

建設コンサルタント等業務入札参加資格承継申請書【第8号様式】を提出してください。審査のうえ適当と認められれば、参加資格が認められます。

(イ) 参加資格の継続を希望しない場合

廃業等届出書【第10号様式】を提出してください。

別表

資格業務	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績(過去5年以内)を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績(過去5年以内)を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績(過去5年以内)を有する者
測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者。ただし、「航空測量」及び「簡易設計」については当該業務の営業実績(過去5年以内)を有する者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 上記1の登録を受け、かつ建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士を有するもの 3 上記1の登録を受け、かつ <b>建築設備の設計業務の営業実績(過去5年以内)を有する者</b>
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験(CBR試験)	<b>当該業務の営業実績(過去5年以内)を有する者</b>
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等業務であって、上記の業務以外のもの。 <u>役務委託等は除く。</u>	<b>当該業務の営業実績(過去5年以内)を有する者</b>

## 第2 記入方法

### 1 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】

#### (1) 「申請区分」の欄

次の区分にしたがって、該当する番号を記入してください。

申請の区分	申請の内容	番号
新規	2019・2020年度の佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格を認められていない方が、申請をする場合	1
継続	2019・2020年度の佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格を認められている方が、令和3・4年度の建設コンサルタント等業務入札参加資格を申請する場合	2
業種追加※4	令和3・4年度の佐渡市の建設コンサルタント等業務入札参加資格を認められている方が、既に認められている参加資格以外の業種について参加資格を申請する場合	3

※4 「業種追加」の申請ができるのは、令和3年4月1日以降です。

#### (2) 「商号又は名称」の欄

ア 枠が不足して書き切れない場合は、書き切れない部分を「フリガナ」欄上部余白に続けて記入してください。

イ 法人事業者は、次表に定める法人の種類を表す略号を記入してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	協同組合	(同)	一般財団法人	(一財)
有限会社	(有)	協業組合	(業)	公益財団法人	(公財)
合資会社	(資)	企業組合	(企)	有限責任事業組合	(責)
合名会社	(名)	一般社団法人	(一社)		
合同会社	(合)	公益社団法人	(公社)		

ウ 個人事業者は、本人の氏名以外の商号又は名称を使用している場合、商号又は名称を記入するとともに、その後に1文字空けて事業主の氏名も記入してください。

エ 「フリガナ」は、商号又は名称のかな読みをカタカナで記入してください。

《例》

「(株) 佐渡調査」の場合 フリガナは、「サドチョウサ」となります。

「佐渡調査 金山 太郎」の場合 フリガナは、「サドチョウサ カナヤマ タロウ」となります。

#### (3) 「代表者の氏名」の欄

ア 代表者の氏名は、左詰めとし、姓と名の間に1文字空けて記入してください。

イ 代表者の氏名のフリガナは左詰めとし、姓と名の間に1文字空けてカタカナで記入してください。

#### (4) 「都道府県・市区郡町村名」の欄

次の例にならって記入してください。

《例》

- ・政令指定都市の場合（県内で該当するのは新潟市のみ。その他の県内市町村は下記の「一般的な記入例となります。」）  
…………… 新潟県新潟市〇〇区、〇〇県△△市□□区、〇〇府△△市□□区
- ・一般的な記入例（上越市の〇〇区表示も含む）  
…………… 〇〇県△△市、〇〇県□□郡◇◇町、東京都〇〇市
- ・東京 23 区の場合…………… 東京都〇〇区

#### (5) 「所在地」の欄

主たる営業所の所在地のうち、(4)の「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を記入してください。このとき、「丁目」、「番地」、「号」については、「-（ハイフン）」により記入してください。

なお、入居するビル等の建物の名称は記入しないでください。

#### (6) 「フリガナ」の欄

所在地のかな読みをカタカナで記入してください。

#### (7) 「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

#### (8) 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

次の例にならって記入してください。

0XXX-XX-XXXX      0XX-XXX-XXXX  
0XXXX-X-XXXX      03-XXXX-XXXX

#### (9) 「メールアドレス」の欄

アドレスが複数ある方は、入札・契約担当部署のメールアドレスを記入してください。

#### (10) 「自己資本額」の欄

直前決算の自己資本額を記入してください。（貸借対照表、純資産の部「純資産合計」の額を記入してください。）

#### (11) 「営業年数」の欄

ア 競争入札等に参加を希望する業種に係る事業を開始した日から、審査基準日までの営業年数を記入してください。

イ 1年に満たない営業期間があるときは、これを切り捨ててください。

ウ 2以上の業種について入札参加を希望する場合で、当該事業を開始した日が異なるときは、最も古い事業開始の日から審査基準日までの営業年数を記入してください。



## (12) 「技術職員数」の欄

審査基準日における職員※5のうち、「技術職員調書【第5号様式】」に掲げる資格を有する方（技術職員）の実人数を記入してください。

※5 「職員」とは、期間を特に限定することなく雇用されている使用人、個人事業者における事業主及び法人事業者における常勤の役員をいいます。監査役は含みません。以下、同じです。

## (13) 「事務職員数」の欄

審査基準日における職員のうち、営業・総務・管理等の事務関係の業務に主に従事している方の実人数を記入してください。

## (14) 「その他職員」の欄

審査基準日における職員のうち、技術職員及び事務職員以外の方の人数を記入してください。

## 2 入札参加希望業種(部門)一覧【第2号様式】

### (1) 「入札参加希望業種」の欄

競争入札に参加することを希望する業種の部門（以下「入札参加希望業種（部門）」といいます。）の欄に、「1」を記入してください。

### (2) 「登録資格の有無」の欄

建設コンサルタント業務、地質調査業務、又は補償コンサルタント業務について、入札参加を希望する方で、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている場合は、該当の部門に「1」を記入してください。

## 3 入札参加希望業種(部門)実績【第3号様式】

### (1) 「直前2年度の年間平均実績高」の欄

入札参加を希望する業種ごとに、審査基準日の直前2年度の各事業年度における当該業務の実績高を合計した額を2で除して得た額を、千円単位で右詰めで記入してください。このとき、千円未満の端数があるときは端数を切り捨ててください。

### (2) 「前々年度分決算」及び「前年度分決算」の欄

ア 「前々年度」とは「前年度」の直前の事業年度をいい、「前年度」とは審査の申請をする日の直前の事業年度をいいます。

イ それぞれの事業年度ごとに、千円単位で右詰めで記入してください。このとき、千円未満の端数があるときは端数を切り捨ててください。

### (3) 「登録番号」及び「登録年月日」の欄

ア 入札参加を希望する業種ごとに、登録状況について、登録番号及び登録年月日を記入してください。

イ 一の業種で異なる登録番号又は登録年月日がある場合は、それぞれ2段(又は3段)で記入してください。

#### 4 営業所(主たる営業所を除く)一覧表【第4号様式】

本様式には、主たる営業所に代わって、佐渡市との建設コンサルタント等業務の契約を締結する営業所等のうち、次に掲げる営業所等について記入してください。(主たる営業所はここには記入しないでください。)

営業所の所在地	記入を求める営業所の範囲	営業所番号
新潟県内に所在する 営業所	下記以外の県内に所在する営業所	01から 順に付番
	主たる営業所に代わって、佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所※6 ※7	80
新潟県外に所在する 営業所	主たる営業所に代わって、佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所※6 ※7	80

※6 「主たる営業所に代わって、佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、相手方となる営業所」は、委任状を提出する必要があります。

(委任状については、「第1 申請方法 7」をご確認ください。)

※7 県外業者で、「主たる営業所に代わって、佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所」は、便宜的に一箇所とします（営業所番号「80」は1つだけとなります。）が、これ以外の営業所においても佐渡市との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理を行うことは可能です。

##### (1) 「営業所番号」の欄

上記表の区分に従い、80 又は 01～を記入してください。

##### (2) 「営業所に勤務する職員数」の欄

当該営業所に勤務する職員※5数を、常勤・非常勤の別に人数を記載し、その合計人数も記入してください。

##### (3) 「営業所等の名称」の欄

当該営業所の名称のみを記入してください。

《記入例》 (株) 佐渡地質 佐渡営業所 の場合 「佐渡営業所」と記入してください。

##### (4) 「営業所の代表者の氏名」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「代表者の氏名」の欄の記入方法にならって、当該営業所の代表者氏名を記入してください。

##### (5) 「営業所等の所在地」の欄

###### ア 「都道府県・市区郡町村名」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「都道府県・市区郡町村名」の欄の記入方法にならって、都道府県・市区郡町村名を記入してください。

### イ 「所在地」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「所在地」の欄の記入方法にならって、当該営業所の所在地を記入してください。

## (6) 「連絡方法」の欄

### ア 「郵便番号」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「郵便番号」の欄の記入方法にならって、当該営業所の郵便番号を記入してください。

### イ 「電話番号」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「電話番号」の欄の記入方法にならって、当該営業所の電話番号を記入してください。

### ウ 「FAX番号」の欄

(ア) 当該営業所にファクシミリが備え付けてある場合は、FAX番号を記入してください。

(イ) 記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「FAX番号」の欄の記入方法にならって記入してください。

### エ 「メールアドレス」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「メールアドレス」の欄の記入方法にならって、当該営業所の入札・契約担当部署のメールアドレスを記入してください。

## 5 技術職員調書【第5号様式】

### (1) 「人数」の欄

ア 審査基準日において、「資格名」に掲げる資格を有する職員の人数を、それぞれ資格ごとに、右詰めで記入してください。

イ 一人の職員が2以上の資格を有する場合は、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。

### (2) 技術士の「人数」欄の記入について

技術士の各部門の「人数」欄に計上できるのは、下表の選択科目のうちいずれか1つ以上を選択している場合です。

なお、同一部門において、異なる選択科目に合格している場合には人数を重複して計上してください。

部 門 名	選 択 科 目
総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目（「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外）
建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目
農業部門	「農業土木」のみ
森林部門	「森林土木」のみ
上下水道部門	全選択科目
電気電子部門	全選択科目
機械部門	「流体力学」「交通・物流機械、建設機械」「機械設計」
地質調査	建設部門のうち「土質及び基礎」、応用理学部門のうち「地質」

水産部門	「水産土木」のみ
衛生工学部門	全選択科目
情報工学部門	全選択科目
総合技術監理部門 (地質調査)	「地質調査」欄の選択科目

## **6 技術職員経歴書【第6号様式】**

「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「技術職員数」に計上された技術職員の氏名、最終学歴、法令等による免許又は資格等、実務経験及び実務経験年月数について、それぞれ次のとおり記入してください。

### (1) 「氏名」の欄

当該技術職員が、「営業所（主たる営業所を除く）一覧表」【第4号様式】に記入された営業所に所属する場合に限り、当該営業所等の名称を氏名の下に（ ）書きで記入してください。

（所属する営業所が「営業所（主たる営業所を除く）一覧表」【第4号様式】に記入された営業所以外である場合は、（ ）書きの必要はありません。）

### (2) 「最終学歴」の欄

ア 最終学歴に対応する学校の種類（大学院、大学、短期大学、高等学校、専門学校等をいいます。）を記入してください。〇〇大学といった具体的な学校の名称を記入する必要はありません。

イ 当該学校において専攻した学科の科目の名称を記入してください。

### (3) 「法令等による免許等」の欄

ア 当該技術職員が有する法令等に基づく免許又は資格等を記入してください。

イ 一人が2以上の免許又は資格等を有する場合、それぞれの免許又は資格ごとに段を分けて記入してください。

### (4) 「実務経験」の欄

「法令等による免許等」に記入した免許又は資格等ごとに、当該免許又は資格等に関連した業務の中から任意に1件を選択し、その業務の内容及び担当した職名を記入してください。

### (5) 「実務経験年月数」の欄

「法令等による免許等」に記入した免許又は資格等ごとに、当該免許又は資格等を取得した後、申請書提出時までの実務経験の年月数を記入してください。

## **7 暴力団等の排除に関する誓約書【第7号様式】**

この様式は、佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程第2条第1項第2号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面です。内容を確認のうえ、住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、代表者印を押印してください。

## **8 ヘリテージマネージャー及び既存学校建物の耐力度測定方法講習会受講者の調書【第11号様式】**

※「一級建築設計」申請者で、新潟県内に本社又は営業所等を有する方のみ提出

### (1) 「ヘリテージマネージャー受講者」の欄

各都道府県建築士会が実施する「ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）養成

講座」を受講した者が在籍する場合、当該職員の氏名、受講年月日を記入してください。

## (2) 「既存学校建物の耐力度測定方法講習会受講者」の欄

(一社) 文教施設協会、(一社) 日本建築学会が実施する「既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造学校建物の耐力度測定方法実務講習会」を受講した者が在籍する場合、当該職員の氏名、受講年月日を記入してください。

## 9 資本関係・人的関係に関する調書【第12号様式】

以下に記載の資本関係、人的関係にある会社について記入してください。該当がない場合は「1 資本関係又は人的関係の有無」で、「なし」を丸で囲み提出してください。

### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 親会社※8と子会社※9の関係にある場合。 → 2(1)又は(2)に記入

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 → 2(3)に記入

※8 親会社：株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会社法第2条第4号)

※9 子会社：会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会社法第2条第3号)

◆ 法務省令 = 会社法施行規則第3条 議決権の割合が5割を超える場合等

※ 有限会社の場合は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により「特例有限会社」となり、会社法の適用を受けることとなります。

### (2) 人的関係

自社の代表取締役が、他の会社の代表取締役を兼任している場合は、「3 人的関係に関する事項」の欄に、その会社名及び所在地を記入してください。

### (3) 組合等の構成員

自社が構成員となっている組合等が、佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格申請をした(またはする予定のある)場合に、その組合等の名称及び所在地を記入してください。